伊勢崎市記者会見資料

資料１

ネーミングライツ事業 命名権者の募集について

総務部管財課

本市では、新たな財源の確保や公共施設の知名度の向上などを目的として、令和４年度からネーミングライツ事業を実施します。命名権料を得るネーミングライツ事業は、本市では初めての実施です。

記

１ 募集期間 令和４年４月１１日（月）～６月３０日（木）

２ 対象施設 華蔵寺公園遊園地、文化会館等　１１施設（別紙のとおり）

３ 備　考 ネーミングライツとは､市有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利です。市は企業から命名権料を受け取り、施設の管理費用に充当できるほか、施設の知名度の向上が期待できます。企業側にとっては、愛称が施設の看板やパンフレット、ホームページ等で表示され、企業名や商品名等の宣伝効果が期待できるほか、施設の維持管理、地域の活性化などに寄与いただくことによる企業のイメージアップが期待できます。

問い合わせ先 管財課　髙橋　℡0270-27-2703